

# 人材派遣促進支援補助金 について

松山市産業経済部地域経済課（市役所本館8階）労政雇用担当

〒790-8571

松山市二番町4丁目7-2

TEL (089) 948-6550・FAX (089) 934-1844

## ◇人材派遣促進支援補助金の概要

中小企業等に、育休取得者に代わるものとして派遣労働者を派遣する派遣事業者に対して、補助金を交付します。

- ※ 本事業での「中小企業等」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する中小企業のうち、市内に本社を有し、かつ、常時雇用する従業員の数が100人以下のものをいいます。
- ※ 本事業での「派遣事業者」とは、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「派遣法」という。）第2条第3号に規定する労働者派遣事業を営むものであって、厚生労働省が実施する優良派遣事業者認定制度の優良派遣事業者の認定を受け、かつ市内に本社、支社、営業所等を有するものをいいます。

## ◇補助対象者

### ■派遣事業者

- ※市の指定を受けていること
- ※松山市税の滞納がないこと
- ※補助申請者は、市内の本社、支社、営業所等の代表者とする

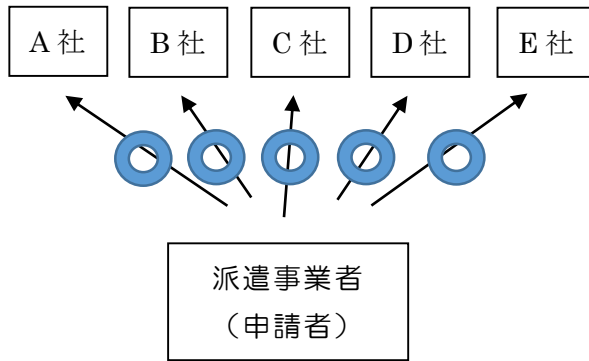
## ◇補助要件

- 以下の要件をすべて満たすこと
- ①育休取得者に代わるものとして派遣労働者を派遣したものであること
- ②中小企業等のうち市内の事業所に派遣労働者を派遣したものであること
- ③派遣労働者の派遣契約期間が3ヶ月以上で、かつ、1週間の所定労働時間が30時間以上であること

## ◇補助額・対象経費

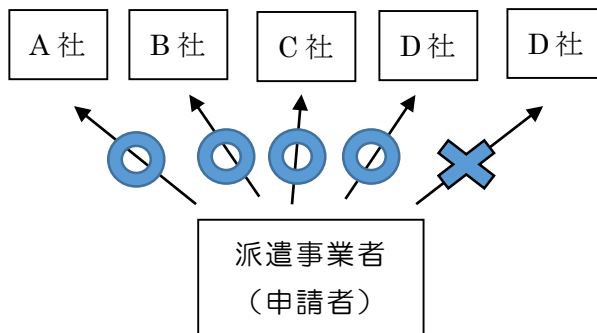
補 助 額：派遣労働者1名につき30万円（ただし、5名を限度とし、同一の中小企業等への派遣は、1名に限る）

(例1)



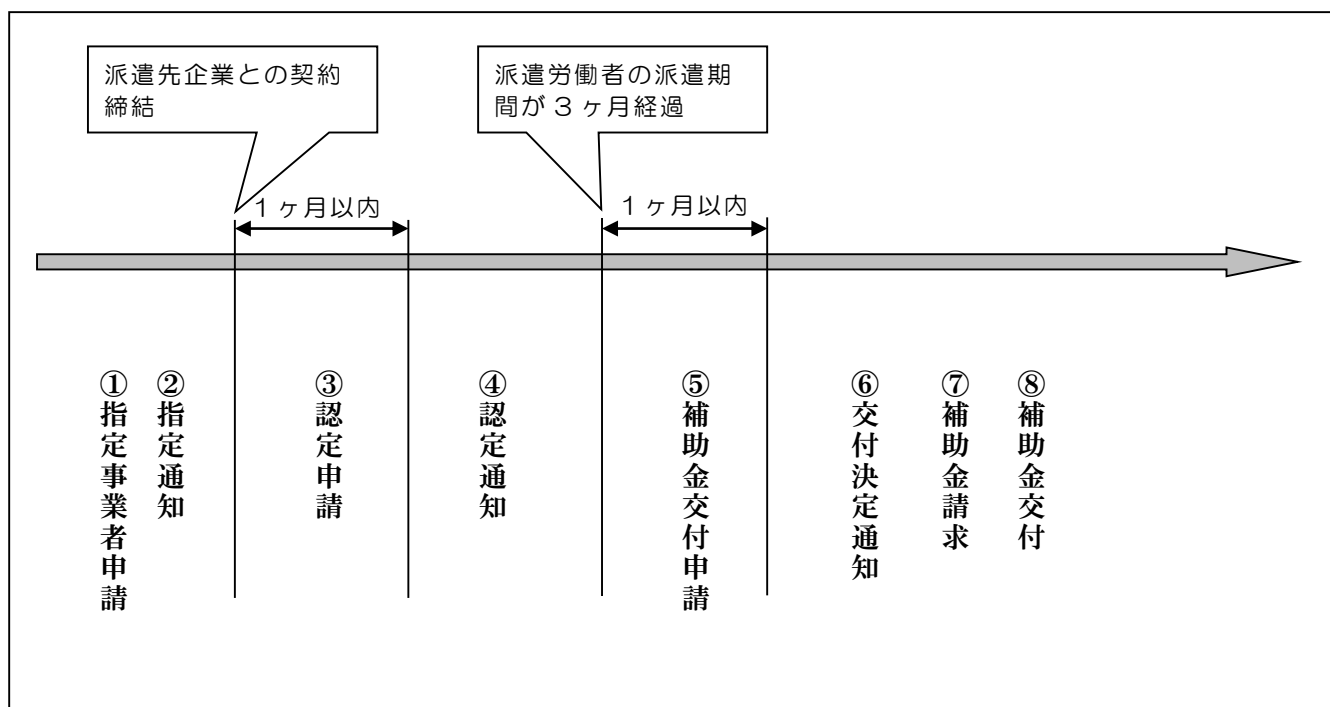
※A社～E社に1名ずつ派遣  
→30万円×5名=150万円

(例2)



※A社～C社に1名ずつ派遣  
D社に2名派遣  
→30万円×4名=120万円

## ◇申請の流れ



### ①指定事業者申請（派遣先企業と契約を締結するまでに必要書類を提出してください）

【指定申請に必要な書類】

#### 指定申請書類

- ①松山市中小企業等人手確保支援補助金指定事業者（指定・変更・辞退）申請書（様式第1号）
- ②厚生労働省が実施する優良派遣事業者認定制度において優良派遣事業者の認定を受けていることを証するもの

### ②指定通知（市から通知します）

### ③認定申請（派遣先企業と契約を締結した日から1ヶ月以内に必要書類を提出してください）

【認定申請に必要な書類】

#### 認定申請書類

- ①松山市中小企業等人手確保支援補助金交付要件（認定・変更・中止）申請書（様式第3号）
- ②人材派遣促進支援補助金申請概要（別紙1）
- ③派遣先企業との契約書の写し
- ④派遣労働者との契約書の写し
- ⑤市税完納証明書（※法人設立して間もない等の理由で、法人としての完納証明書が出ない場合は、代表者の完納証明及び市民税課へ提出した法人の設立・設置に関する申告書（控）の写し）

**④認定通知（市から通知します）**

**⑤補助金交付申請（派遣期間が3ヶ月を経過した日から1ヶ月以内）**

【交付申請に必要な書類】

補助金交付申請書類

- ①松山市中小企業等人手確保支援補助金交付申請書（様式第5号）
- ②派遣労働者の3ヶ月分の出勤簿及び賃金台帳の写し

**⑥交付決定通知（市から通知します）**

**⑦補助金の請求（交付決定があった日から1ヶ月以内に請求書を提出してください）**

**⑧補助金の交付（市から指定口座に入金します）**

《留意事項》

- ・指定期間は当該年度末までとなりますので、指定申請は年度ごとに必要です。ただし、当該年度に認定を受けていて、当該案件の交付申請を行う場合の指定申請は不要です。
- ・4月1日に派遣先と契約される場合は、事前にご相談ください。
- ・交付申請日の属する年度での支払いとなります。
- ・認定申請時の内容が変更または中止となった場合は、新たに松山市中小企業等人手確保支援補助金交付要件（認定・変更・中止）申請書（様式第3号）等の提出が必要となりますので、担当（地域経済課労政雇用担当）までご連絡をお願いします。
- ・予算がなくなり次第締め切ります。申請の可否についてはお問い合わせください。